

取扱変更に関するよくあるご質問

質問	回答
2022年5月6日(金)から非居住者が関連する送金の取り扱いが変更される理由は何ですか。	外為法上の適法性確認義務を確実に履行するため、非居住者のお客さまが関連する送金のお取り扱いを変更することとなりました。ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、お願いいたします。
外国人が関わる送金すべてが該当するのですか。	本件は外為法上の非居住者のお客さまのお取り扱いを変更するものであり、外国人のお客さまを対象としたお取り扱いの変更ではございません。外国人のお客さまであっても、日本で就労している場合や日本へ入国後6か月以上経過した場合は、居住者となります。
国際送金に変更はありますか。	国際送金は、これまでと同様にご利用いただけます。
ゆうちょダイレクトおよびゆうちょBizダイレクトの送金予約(ゆうちょ銀行あて振替および他金融機関あて振込)について、変更はありますか。	<p>【送金予約について】</p> <p>外為法上の適法性確認義務を確実に果たすため、2022年5月6日(金)以降、送金元口座または送金先口座が外為法上の非居住者のお客さまに該当する場合、<u>送金予約(送金日を指定した送金)</u>はご利用いただけません。</p> <p><u>お手数をお掛けいたしますが、送金希望日当日、次のいずれかの方法により、送金手続きを行ってください。</u></p> <p><手続方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうちょ銀行直営店または国際送金取扱郵便局の貯金窓口 ・ゆうちょダイレクト、ゆうちょ通帳アプリ <p>【2022年5月6日(金)より前に、同年5月6日(金)以降を指定した送金の取り扱い】</p> <p>送金元口座または送金先口座が外為法上の非居住者に該当する振替(ゆうちょ銀行あて送金)・振込(他の金融機関あて送金)が送金予約されている場合、<u>送金指定日当日にエラーとなり、送金は実行されません。</u></p> <p>【送金全般に関する注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 送金元口座または送金先口座が外為法上の非居住者に該当する場合、ゆうちょBizダイレクトのオンライン取引のうち、振替(ゆうちょ銀行あて送金)・振込(他の金融機関あて送金)は、お取り扱いできません。次のいずれかの方法により、送金手続きを行ってください。

	<p><手続方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆうちょ銀行直営店または国際送金取扱郵便局の貯金窓口 ・ ゆうちょダイレクト、ゆうちょ通帳アプリ <p>○ 外為法上の非居住者のお客さまに対する振込（他の金融機関あて送金）は、ゆうちょダイレクト、ゆうちょ通帳アプリでは、お取り扱いできません。次の方法で、送金手続きを行ってください。</p> <p><手続方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆうちょ銀行直営店または国際送金取扱郵便局の貯金窓口
<p>ゆうちょ Bizダイレクトのオンライン取引のうち、ゆうちょ銀行あて振替および他金融機関あて振込取引に関して、変更はありますか。</p>	<p>送金元口座または送金先口座が外為法上の非居住者に該当する場合、ゆうちょ Bizダイレクトのオンライン取引のうち、振替（ゆうちょ銀行あて送金）・振込（他の金融機関あて送金）は、お取り扱いできません。次のいずれかの方法により、送金手続きを行ってください。</p> <p><手続方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆうちょ銀行直営店または国際送金取扱郵便局の貯金窓口 ・ ゆうちょダイレクト、ゆうちょ通帳アプリ <p>※なお、外為法上の非居住者のお客さまに対する振込（他の金融機関あて送金）は、ゆうちょダイレクト、ゆうちょ通帳アプリでは、お取り扱いできません。</p>
<p>外為法上の非居住者に該当する条件は何ですか。</p>	<p>以下の条件に当てはまるお客さまが該当します。</p> <p>○ 日本人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在するお客さま ・ 外国にある事務所（支店、現地法人、駐在員事務所、国際機関を含む）に勤務する目的で出国し、外国に滞在するお客さま ・ 日本出国後、外国に2年以上滞在するに至ったお客さま ・ 上記に該当する方のうち、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満のお客さま <p>○ 外国人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本に入国後6か月未満で日本国内にある事務所に勤務されていないお客さま ・ 外国政府又は国際機関の公務を帯びるお客さま ・ 外国において任命又は雇用された外交官、領事官等のお客さま ・ 外国政府の公館（使節団） など
<p>外為法上の非居住者から居住者になった場合どうすればよいですか。</p>	<p>日本に入国後、6か月经過する等の理由により、外為法上の居住者となった場合、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行直営店に、その旨をお申し出ください。お持ちの口座の設定を変更いたします。変更後</p>

	は、居住者と同様にA T M等での送金が可能となります。
--	------------------------------